

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が平成28年1月から始まりました！

つきましては、カシオ企業年金基金では貴方（受給権者）様のマイナンバーの収集業務を『企業年金連合会』に委託させていただきます。

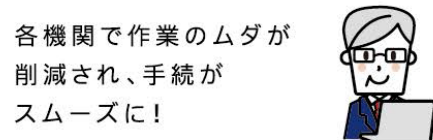
国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。

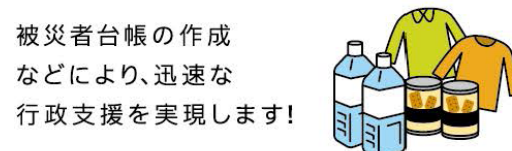


行政の効率化

行政手続が、正確で早くなります。

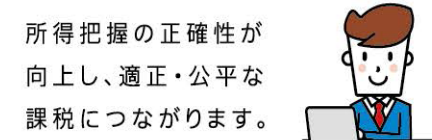


災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

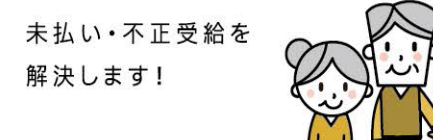


公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。

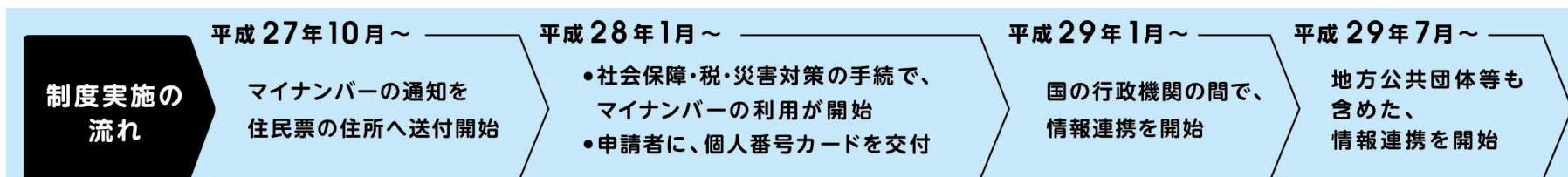


年金などの社会保障を、確実に給付します。



マイナンバー制度とは？

- 平成28年1月から「社会保障・税番号制度」（⇒マイナンバー制度と言います。）がスタートします。
- マイナンバー制度は、国民一人ひとりが12桁の個人番号（⇒マイナンバーと言います。）を持ち、複数の公的機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たす基盤で、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。
- これにより、国や地方公共団体等で個人情報の連携が可能となり、上記のようなさまざまなメリットをもたらします。



カシオ企業年金においても、貴方（受給権者）様が現在お受け取りいただいております年金に係る源泉徴収票等を作成するために貴方様の個人番号を取得する必要があります！

カシオ企業年金からお支払いしております年金につきましては、お支払い時に税金の源泉徴収を行うとともに、源泉徴収票等の作成を行っております。マイナンバー制度がスタートすることで、**支払者が税務署等に提出する**源泉徴収票等へ貴方様のマイナンバーを記載する必要がありますので、カシオ企業年金において、貴方様のマイナンバーを取得する必要があります。

カシオ企業年金では、貴方（受給権者）様のマイナンバーを安全・確実に入手するため、また、貴方様の郵送手続きの費用負担等を軽減するため、**マイナンバーの収集業務を『企業年金連合会（※）』に委託します。**（企業年金連合会は、マイナンバーに関する法令等により、貴方様のマイナンバーを貴方様にご確認することなく地方公共団体情報システム機構から入手することが可能です。）

カシオ企業年金では、入手したマイナンバーを平成29年1月以降に三井住友信託銀行から**税務署等へ送付する**源泉徴収票等に記載する予定です。なお、企業年金連合会にマイナンバーの収集を委託した場合でも、マイナンバーの収集ができない場合がございますので、その際はカシオ企業年金からマイナンバーのご提供依頼につきましてご連絡いたします。こちらから連絡しない限り、受給権者様からマイナンバーをご提供いただく必要がありません。

本件に関するお問い合わせ先
カシオ企業年金基金

住所 〒151-0072
東京都渋谷区幡ヶ谷1-34-14
電話番号 03-3460-0689

（※）企業年金連合会とは：昭和42年に厚生年金基金の連合体として設立され、平成16年の法律改正により現在の企業年金連合会となりました。主に、企業年金制度を短期間で脱退した方に対する年金給付を一元的に行い、企業年金間の年金通算事業を行っております。企業年金制度が受給者様のマイナンバー収集業務を企業年金連合会に委託することは、法令や厚生労働省の省令によって認められております。